

地方からの提案個票

＜各府省第1次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
9	療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲	1～2
2	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	3～6
5	家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し	7～18
7	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等	19～22
11	学校給食費に係る児童手当からの特別徴収	23～30
13	農地中間管理事業に係る制度の見直し	31～50
14	土地改良事業に係る受益地の変更要件等の明確化	51～52
45	建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し	53～55
31	地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し	56～57
32	災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し	58～59
33	災害援護資金の貸付制度の見直し	60～63

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

180

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。

具体的な支障事例

療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づくと、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。

このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。

兵庫県では、平成31年4月に、明石市(平成30年4月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。療育手帳の交付時間の短縮や事務の効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不服審査法に基づく不服申立てについても、判定・交付を実施する市が責任をもって適切に対応できる。

根拠法令等

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、京都府

○児童相談所設置中核市が判定と療育手帳交付を一体的に行うことにより事務の効率化、市民サービスの向上につながるものと思われるので、提案には賛同できる。

各府省からの第1次回答

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)として「療育手帳制度について」(昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。

現在でも、この要綱の下で、条例による事務処理特例制度を活用し、児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて行うことは可能であり、提案内容は実現していると考えます。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大

提案団体

南房総市、水戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。

具体的な支障事例

南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。

今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。

また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。

さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。

また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。

さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山田市、玉野市、東温市、松浦市

○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

【人員配置基準の見直しについて】

一時預かり事業（幼稚園型）においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。

人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者（幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者）割合の緩和（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業（一般型）など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。

一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額は有資格者（常勤的非常勤の幼稚園教諭）を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業（幼稚園型）として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。

【免許更新対象者の追加について】

教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている（教育職員免許法及び免許状更新講習規則）。

このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。

しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。（更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。）

また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当にご相談いただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大

提案団体

南房総市、水戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。

具体的な支障事例

南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。

今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。

また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。

さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。

また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。

さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山田市、玉野市、東温市、松浦市

○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

【人員配置基準の見直しについて】

一時預かり事業（幼稚園型）においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。

人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成 28 年度以降、①有資格者（幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者）割合の緩和（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業（一般型）など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。

一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額は有資格者（常勤的非常勤の幼稚園教諭）を適切に配置できるよう設定しており、平成 28 年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業（幼稚園型）として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。

【免許更新対象者の追加について】

教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている（教育職員免許法及び免許状更新講習規則）。

このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。

しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。（更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。）

また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当にご相談いただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成 32 年3月 31 日までとなっている経過措置期間を延長する。

具体的な支障事例

以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。

- ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中であって、代替保育を提供するための職員確保が困難。
- ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。
- ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。
- ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。
- ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年4月 30 日厚生労働省令第 61 号)第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山口市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県

○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成 32 年 4 月 1 日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。

○連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、本市には提案事項の 2 点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。

○保育所、認定こども園への 3 号認定児童の申し込みが増えており、3 歳児の定員は、その施設の持ち上がり児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。

○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。

○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において 2 歳児と 3 歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

各府省からの第 1 次回答

【①及び②について】

○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

○家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設の役割は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保されている保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することはできない。

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。)第 6 条第 1 項第 2 号に係る連携協力については、昨年 12 月に閣議決定された「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の保育の質が確保されている小規模保育事業 A 型若しくは、小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業から確保することも可能となるよう見直しを行ったところ。

○また、「代替保育の提供」は、家庭的保育事業等の職員が病気等により保育を提供することができない場合等に、当該施設を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要であることから、当該要件に限っても任意項目化することは困難。

○なお、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。

【③について】

○設備運営基準附則第 3 条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後 5 年の見直しの中で検討することとしている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成 32 年3月 31 日までとなっている経過措置期間を延長する。

具体的な支障事例

以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。

- ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中であって、代替保育を提供するための職員確保が困難。
- ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。
- ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。
- ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。
- ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年4月 30 日厚生労働省令第 61 号)第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山口市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県

○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成 32 年 4 月 1 日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。

○連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、本市には提案事項の 2 点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。

○保育所、認定こども園への 3 号認定児童の申し込みが増えており、3 歳児の定員は、その施設の持ち上がりの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。

○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。

○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において 2 歳児と 3 歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

各府省からの第 1 次回答

(①及び②について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することはできない。

また、「代替保育の提供」は、家庭的保育事業等の職員が病気等により保育を提供することができない場合等に、当該施設を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要であることから、当該要件に限っても任意項目化することは困難。

なお、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。)第 6 条第 1 項第 2 号に係る連携協力については、昨年 12 月に閣議決定された「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の保育の質が確保されている小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業から確保することも可能となるよう見直しを行ったところ。

また、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。

(③について)

設備運営基準附則第 3 条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後 5 年の見直しの中で検討することとしている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の拡充

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- 1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。
 - ① 認証保育所
 - ② 企業主導型保育事業所
 - ③ 特区小規模保育事業所
- 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。

具体的な支障事例

- 1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成 30 年 4 月 27 日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。
現状、区市町村では、「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。
 - ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員
 - ② 職員の病気・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発 0905 第 2 号)、練馬区家

庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第 6 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、神戸市

○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

各府省からの第 1 次回答

（1について）

○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

○家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設の役割は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保されている保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対応することはできない。

（2について）

○ご指摘の「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の拡充

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- 1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。
 - ① 認証保育所
 - ② 企業主導型保育事業所
 - ③ 特区小規模保育事業所
- 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。

具体的な支障事例

- 1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成 30 年 4 月 27 日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。
現状、区市町村では、「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。
 - ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員
 - ② 職員の病気・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発 0905 第 2 号)、練馬区家

庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第 6 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、神戸市

○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

各府省からの第 1 次回答

（1）について

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対応することはできない。

（2）について

ご指摘の「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。

具体的な支障事例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。

本規定については、平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。

しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第 6 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市

〇本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成 32 年 3 月 31 日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。

〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を

失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取り組みにも大きな支障となる。

○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。

○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

○本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿の確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。

各府省からの第1次回答

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。

具体的な支障事例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。

本規定については、平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。

しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第 6 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市

〇本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成 32 年 3 月 31 日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。

〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を

失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。

○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

○本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。

各府省からの第1次回答

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

提案団体

沖縄市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。

○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。

※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。

○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。

具体的な支障事例

○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。

○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する

○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる

根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、山県市、豊中市

○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。

○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。

○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいないため保育の際の人数が少なく、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

各府省からの第1次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。

また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所型事業所内保育事業の受け入れ児童の対象年齢の拡充について

提案団体

沖縄市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。

○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。

※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。

○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。

具体的な支障事例

○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。

○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する

○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる

根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、山形市、豊中市

○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。

○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。

○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいないため保育の際の人数が少なくなり、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

各府省からの第1次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられることとしており、現行制度においても対応が可能である。

また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当における学校給食費の徴収権限の強化

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に応答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。

○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。

根拠法令等

児童福祉法第56条

児童手当法第21条及び第22条

児童手当法施行令第6条

児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年雇児発0331第1号)

学校給食法第1条及び第2条及び第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、朝霞市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野

田市、大村市、雲仙市、大分県

○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。

○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。

○当市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。

○当市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、学校給食会での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。

○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。

○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食材選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。当市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率99.87%)未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。

児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。

○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。

○当市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事案は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。

○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。

○当市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規

定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。

○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。

○本市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。

○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴取し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴取が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながると考える。

○本市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。

各府省からの第1次回答

○月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

○現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねているところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である。

(H28 文部科学省調査では、1,729 自治体のうち 983 自治体(全体の 57%)が私会計である。)

○ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環(昭和45年2月28日保健体育審議会答申)として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。

○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。

○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを確認すると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【箕面市】

国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。

その上で、公債権としての位置づけの整理（施設利用料か負担金か）、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。

○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。

各府省からの第2次回答

学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(10) 学校給食法(昭29法160)

学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:文部科学省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当における学校給食費の徴収権限の強化

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

児童手当法第 22 条第 1 項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第 21 条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に応答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。

○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。

根拠法令等

児童福祉法第 56 条

児童手当法第 21 条及び第 22 条

児童手当法施行令第 6 条

児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成 24 年 雇児発 0331 第 1 号)

学校給食法第 1 条及び第 2 条及び第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、朝霞市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野

田市、大村市、雲仙市、大分県

○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。

○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。

○当市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。

○当市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、学校給食会での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。

○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。

○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食材選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。大垣市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率99.87%)未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。

児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。

○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。

○当市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事案は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。

○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。

○当市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規

定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。

○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。

○本市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。

○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴取し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴取が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながると考える。

○本市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。

各府省からの第1次回答

月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねているところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である(H28 文部科学省調査では、1,729自治体のうち983自治体(全体の57%)が私会計である)。

ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環(昭和45年2月28日保健体育審議会答申)として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。

○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。

○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを確認すると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【箕面市】

国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。

その上で、公債権としての位置づけの整理（施設利用料か負担金か）、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。

○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。

各府省からの第2次回答

学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【文部科学省】

(11)学校給食法(昭29法160)

学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。

・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

48

提案区分

A 権限移譲

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止

提案団体

青森県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」)第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。
また、配分計画の 2 週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。

具体的な支障事例

【支障事例】

農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約 4 週間で、比較的短期間で手続が完了する。

一方、農地中間管理事業による貸借の場合、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の 4 週間程度)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約 10 週間程度の期間を要している。

このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

なお、平成 26 年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

機構法第 18 条第 1 項の配分計画認可を市町村へ権限移譲することについて、機構法第 19 条第 2 項の規定により配分計画の案を作成する市町村は、農業委員会とともに受け手の営農状況把握や利害関係人との調整を十分に行っていることから、審査に時間を要さず、事業の効率化が図られる。

また、同法第 18 条第 3 項に基づく2週間の縦覧を短縮又は廃止することにより、県段階の審査・縦覧・公告までに要する期間が短縮され、利用者の利便性が向上するとともに事業の効率化が図られる。

なお、市町村はこれまでの手続きに加えて配分計画の公告も行うこととなるが、配分計画案はこれまでも市町村が作成していることから審査期間も短く、事務量の増加は少ない。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 19 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、島田市、山口県、徳島県、高知県、熊本県、沖縄県

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。

そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。

○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

また、配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構との間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。

○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。

なお、農地所有者と借受者が同一市町村に限定した提案であるが、市町村内外で事務量に格差ができること、小規模市町村では借受者が市町村外である事例が認められること、借受者はエントリーの手続きを行うため一定の確認を終えていることから、市町村外の借受者も含め当該市町村で認可できるよう制度改正を望む。

○本県でも提案内容と同じ支障事例あり。現行制度では、ある程度転貸先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転貸後に栽培される品目によってはその栽培の適期を逸する。

【制度改正にかかる課題】

縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確する必要がある。

○農地法又は農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」）による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。

一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構（以下、「機構」）への貸付手続（市町村段階の4週間程度）に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間（法定）などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。

このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

○基本方針の策定や事業規程の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、配分計画認可の県から市町村への権限委譲については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県におい

ても、縦覧期間の短縮又は廃止を要望する。(なお、本県においても、平成 26 年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)

○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。

○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約 25,000 筆分(4 力年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改革が必要。

縦覧中に意見書が提出された事例無し。

市町村の事務負担増にならないような改善が必要。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2 週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○本県においても、具体的な支障事例と同様の状況となっていることから、本提案が実行されることにより、事業の効率化が図られると考えられる。

○事務手続きに長期間を要する。

都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。

手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。

○農地中間管理事業による農地貸借は、農地集積から農地配分まで 8 週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。

○本県においても平成 26 年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。

各府省からの第 1 次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

102

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止

提案団体

秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。

具体的な支障事例

【支障事例】

農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。

現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。

なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。

また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続きに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、山形市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、秩父市、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認

可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。

そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。

○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。

○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。

○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。

○農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。

現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。

○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)

○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。

○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。

縦覧中に意見書が提出された事例無し。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○事務手続きに長期間を要する要因となっている。

○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。

○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続(審査・2週間の縦覧・認可公告)の

みでも約1ヶ月かかっており、このほか農業委員会、市町村及び機構でも煩雑な事務処理が必要となっている。

このため、機構による農地の借入れから農業者への貸付けまでには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であるため、営農活動に影響が出る等の声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向けた前向きな施策遂行に支障を来している。

なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦覧中に意見が寄せられた例はない。

各府省からの第1次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和

提案団体

秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

- ①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。
- ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続を経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。

具体的な支障事例

【制度概要】

- ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続が必要となっている。
- ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業)
- 当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。
- 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地」については、
- 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し
 - 2)農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で
 - 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て
 - 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。

【支障事例】

- ①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続に加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続や集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。
- ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続や、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

契約期間延長に係る手続の簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減

され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条
 土地改良法第 87 条の3及び附則第4条
 土地改良法施行令第 50 条の2の 10
 平成 29 年 9 月 1 日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、秩父市、新発田市、石川県、長野県、島田市、春日井市、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高松市

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○①本県においても、期間延長の手続きに生じる事務負担は、将来的に大きくなると予想される。

②本県においては、当該事例は、案件がそれほど発生していない。しかし、機構関連事業を推進していく上では、今後の事務負担の増大につながると予想される。

○農業者だけでなく、市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を推進する上での阻害要因となっており、更新事務もその一つである。

機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要と考える

○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きい。

○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。

この例にとどまらず、今後大量の契約更新事務が想定される中、契約更新手続きの簡素化は喫緊の課題である。「基盤法」の例外として、農地所有者と借受者が同一条件の下に更新する場合は、法定更新を認めるよう制度改正を望む。

○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無いため、契約期間延長に関する具体例はないが、家族間の農地の所有権移動（生前一括贈与、相続等）により、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となり、大きな事務負担となった。高齢な農地所有者も多く、農地中間管理事業においては貸借期間を 10 年以上で設定している案件が多いため、今後も貸借契約中に家族間で農地の所有権が変わる案件は多数出てくることが予想されるため、再設定の際の事務の簡略化は大きな事務負担の軽減になる。

○①契約期間延長の事務負担は大きいですが、農業経営基盤強化促進法による貸借でも同様である。契約期間延長に加え、通常の新規契約も含めて事務処理を行っているが、これらを別処理にするとデータ処理も別に行わなければならない、かえって事務処理が煩雑になる。

○今までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。

○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。

○本県でも、中間管理事業の貸借件数の増加に加え、新たに創設された農地中間管理機構関連基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更に大きくなることが予想される。

こうした中、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた農地に係る手続きの緩和については、機構や市町だけでなく、農業者の事務負担の軽減の観点からも必要であると考えており、本県においても要望する。

○これまでに、支障事例は発生していないが、本県機構が中間保有している農地(約 25,000 筆)を含めた地区での基盤整備の要望があった場合、同様の支障事例が起きることが予想される。

○今後、通常の賃借契約に係る手続きに加え、契約期間の延長手続まで行うことは、農家や関係機関の事務的負担の大幅な増加につながることから、さらなる担い手への農地集積を推進するためには、延長手続きの簡素化や縦覧期間の見直しも含め、一連の事務処理の簡素化を図る必要があると考えている。

○平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の手続きも追加され、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることが予想される。

○本県においても、改正土地改良法に基づく機構関連基盤整備事業を実施する際、利用権設定の延長のために集積計画・配分計画の再作成が必要であり、将来的に関係機関の事務負担が膨大になることが予想される。

各府省からの第1次回答

①について

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。この中で提案の内容も踏まえつつ、対応を検討する。

なお、農地中間管理機構からの貸付けについては、同一の者に再度貸し付ける場合等の農用地利用配分計画の添付資料の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)を改正し、平成30年7月1日から施行したところである。

②について

平成29年の改正土地改良法(以下「改正法」という。)により創設された農地中間管理機構関連農地整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。この事業の創設に伴い、農地中間管理権の取得(農地中間管理機構の借受け)に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定に基づき、あらかじめ当該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することとされている。

このため、機構関連農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した(借り受けた)農用地とされている。

したがって、御提案のように、改正法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について

提案団体

群馬県、福島県、栃木県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。

具体的な支障事例

農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間で要している。

担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整い、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農地中間管理事業における一連の処理時間を短縮し、農地中間管理機構を活用した農地の円滑かつ迅速な賃貸借を進めることで、本県の農業政策の一つである農地集積等による担い手の経営基盤強化を図ることが可能となる。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。

2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。

○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。

○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには簡素化が必要と思われる。

○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画（以下、「配分計画」）の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。

担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

なお、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。

○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止を要望する。（なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。）

配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。

○提案と同様の支障事例が本県でも発生（約25,000筆分（4カ年累計）の認可公告事務が発生）していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。

縦覧中に意見書が提出された事例無し。

○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間（2週間）が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○農地中間管理事業による農地貸借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。

○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。

各府省からの第1次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

181

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。

なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおり知事承認を要することとする。

具体的な支障事例

【制度概要】

農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これらを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受ける必要がある。(法第22条)

〈委託が禁止される業務〉

- 1 農用地利用配分計画の決定
- 2 農地中間管理権の取得の決定
- 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表
- 4 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務
- 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成

【支障事例】

(1) 突発事案への対応の遅れ

業務委託に係る知事承認手続きには最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水路の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れることで被害が拡大する恐れがある。

(2) 事務負担の増大

国・県の一体的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本件提案の実現により、下記の効果が見込まれる。

(1) 突発事案への迅速な対応

風水害等に伴う突発的な水路の補修などを迅速に行うことが可能となるため、借受農地や周辺農地における被害を最小限に抑えることができる。

これにより借受農地の良好な営農環境の維持が図られ、借り手の借受意欲向上につながる。

(2) 事務負担の軽減

申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が減少するため、行政の効率化が図られる。

〈参考〉過年度委託実績

平成 29 年度・・・5回(草刈り:4回、チラシ印刷:1回)

平成 28 年度・・・1回(チラシ印刷:1回)

根拠法令等

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 17 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、長野県、香川県

○農地中間管理機構が行う単純な業務の委託については、本県においても、平成 29 年度、下記のとおりの実績であり、申請・承認に係る事務(書類作成・審査)も負担となっている。今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務が増加することが予想され、業務の効率化を図る上で、本県においても、単純な業務の委託に係る知事承認の廃止を要望する。

(参考)平成 29 年度委託実績

縦覧期間中の作業委託・・・13 回

草刈り・耕起作業委託・・・8 回

市町への事務委託・・・1 回

各府省からの第 1 次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号	227	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農業・農地
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

農地中間管理事業における各種事務簡素化

提案団体

栃木県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

- (1)農用地利用配分計画の縦覧廃止
都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。
- (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止
(1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。

具体的な支障事例

- (1)農用地利用配分計画の縦覧廃止
(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止
- 【現行制度】
農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項)
- 【支障事例】
- ・事務手続きに長期間を要する。
(機構による借入れから借り手への貸付けまで約4か月要している)
 - ・都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。
 - ・手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 【制度改正による効果】
- (1)農用地利用配分計画の縦覧廃止
(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止
- ・手続きに要する期間の短縮
 - ・都道府県や市町村の事務負担軽減
 - ・農地中間管理事業の利用促進
- 【参考】
(全般)
・国は、機構法附則第2条の規定に基づく法施行後5年後(平成31年3月)を目途に見直すこととしており、左記課題についても認識していると思われる。

・同様に農地貸借が可能となる農業経営基盤強化促進法と比較しても、効率的に農地集積できる点や、公的機関が介在することにより安心かつ長期的な営農環境を整備できる点において優位性がある。

(1) 農用地利用配分計画の縦覧廃止

※栃木県において過年度の縦覧実績は0人(H26年度(事業開始時)～H29年度)

(2) 農用地利用配分計画の知事認可廃止

※栃木県において過年度の不認可決定は0件

また「転貸先として不適切と思われる者を借受人としている」など、機構法に定める認可要件を満たさないような重大な計画不備は見られなかった。

根拠法令等

・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、群馬県、埼玉県、新発田市、静岡県、島田市、広島県、山口県、徳島県、高知県、熊本県、大村市、沖縄県

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○(1)、(2)農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。

そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整い、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。

○基盤法では、市町村の公告により所有者から耕作者への貸付が確定するが、農地中間管理事業では、市町村の公告で所有者から機構への貸付が確定し、県の公告で農地中間管理機構(以下「機構」)から耕作者への貸付が確定するという流れになっている。

こうした流れが、農業者に手続きが煩雑で時間がかかるといった印象を与え、かつ、農用地利用状況報告の面倒さあいまって、農地中間管理事業の活用を敬遠させてしまう一因となっている。

人為的なミスによって、県公告が遅延することで、機構集積協力金の要件を欠くという事態も起こりうる。

知事認可の縦覧廃止だけでは、本事業の敬遠は解消しないと思われるため、基盤法と同様、市町村の認可公告のみで転貸まで完了するしくみが必要と考える。

機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要である

○(1)農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

(2)配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構の間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。

○事務手続きが煩雑であるので簡素化を要望するとともに、担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。

○(1)、(2)本県でも提案内容と同じ支障事例あり。

現行制度では、ある程度転貸先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転貸後に栽培される品目によってはその栽培の適期を逸する。

【制度改正にかかる課題】

縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確にする必要がある。

○事務手続きに長期間を要する。

都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。

手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているが、配分計画を市町村公告とすることは、都道府県の事務負担を軽減し、市町村への事務負担を転嫁するものであり、この提案は認められない。

○権利移転の申請期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、(1)の農用地利用配分計画の縦覧廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)

基本方針の策定や事業規程の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、(2)の農用地利用配分計画の知事認可の廃止については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。

○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と申請期間短縮などの制度改正が必要。

縦覧中に意見書が提出された事例無し。

市町村の事務負担増にならないような改善が必要。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。

○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。

○本県においても平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。

各府省からの第1次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号	284	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農業・農地
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。

農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。

具体的な支障事例

農用地の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。

農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や営農に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。

また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものとする。

なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

縦覧の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度短縮されることで、農業者などの適切な営農に資するとともに、農地中間管理事業の利用向上が期待される。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。

そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。

○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。

2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。

○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。

○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑である。

また、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはないため縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考えられる。

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。

○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)

○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○事務手続きに長期間を要する要因となっている。

○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成 26 年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。

各府省からの第 1 次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

122

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業生産基盤整備事業(線的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業生産基盤整備事業(線的整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。
また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。

具体的な支障事例

農業生産基盤整備(線的整備事業)については、工事が長期に及ぶケースが多い中、周辺の道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟な対応ができないのが実情である。
本県の県南内陸部における複数のIC周辺農地は、当該農地への直接的な工事を行われていない線的整備事業の受益地に含まれているが、後継者不在等のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいる農地や、農業を継続するよりも地理的優位性を生かして産業用地として活用した方が地域住民の生活をより豊かにすると市町村が判断する農地が存在する。
このような場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受益地の変更が可能になり産業用地が創出される場合には、下記の効果が期待される。また、受益地の変更の要件が明確になることによって、新たな土地利用の検討がしやすくなる。

- ①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保
 - ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減
 - ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善
- ②持続的発展の流れの創出
 - ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出
- ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止
 - ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食いの優良農地の開発等を防止
- ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出
 - ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なペースでの産業用地の提供が可能
 - ・雇用創出により若者の転出の抑制、還流の促進、農村集落の活性化

根拠法令等

土地改良法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、熊本市

○本市においては、提案における支障事例はない。

しかしながら、継続事業が長期に及ぶケースにおいて、社会情勢等の変化により都市計画上の施設整備計画等がでてくるとも想定され、受益地の変更要件（要件、補助金返還ルール等）が示されることが望まれる。

○本市南部の駅徒歩圏に位置する農地は、国営かんがい排水事業（国営施設応急対策事業）の受益地に設定されているが、地元では、周辺に不足する生活利便施設や福祉施設の立地を前提に市街化区域の編入について調整していた地区があり、事業受益地からの除外の上、市街化区域編入に向けた調整を行う必要がある。

（事業実施について、地権者同意なしに行われている為、地元でも事業が実施されていたことを把握しておらず、都市計画部門との調整が整った後に、事業が実施中と判明）

市街化区域編入のため、事業主体に事業受益地からの地区除外について相談しても、具体的な手順や基準、申出の時期等を具体的に提示されず、地元としても対応に苦慮している状況。

事業が完了すれば、以後8年は農振除外もできなくなるため、事業実施中に対応する必要があるため、早期にその手立てを明示の上、対応に応じていただく必要がある。

各府省からの第1次回答

事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じ、受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、土地改良区、市町村等との間で、土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体（国、都道府県等）は当該農地を受益地から除外するための必要な手続を行うこととしている。土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整については、受益地から除外予定の農地の位置や農地の面積、用水配分への影響や地域の様々な事情等を勘案し、土地改良区、市町村等が判断することであることから、国が具体的な判断基準を設けることは困難である。

国営土地改良事業の事業計画変更手続については、「国営土地改良事業計画変更取扱要領」等に基づき行っており、たとえば、受益地から除外する面積が累積5%以上の減となる場合には、国が変更計画書（案）を作成し、その内容について、計画変更審査委員会の審査・了承を経た上で、法手続へ移行することとしている。

国営土地改良事業の計画変更の法手続としては、国が県知事、市町村長等との協議、事業参加資格者の同意徴集等の手続を行うことが土地改良法で定められている。今後、土地改良法の規定に基づく土地改良事業の計画変更手続について、フローチャートを作成し当省ホームページに掲載することを検討する。

一方で、累積5%未満の場合には、受益地からの除外に関して国との協議を行う必要はなく、受益地からの除外を要望する者と土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、受益地からの除外が可能である。この場合、土地改良区、市町村等が事業実施主体である国に受益地の除外の調整結果について報告を行い、事業実施主体である国が事業対象施設の規模等への影響を確認しつつ、除外を前提として事業を進めることとしている。

補助金返還の要否については、更新事業実施中に受益地からの除外を行う場合、たとえば5ha程度の規模であれば、通常、更新事業の対象とする施設の規模に影響がないことから、一般的には、補助金返還を要さない。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の経由事務の廃止

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の経由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。

具体的な支障事例

- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。
- ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあつては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあつては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。
- ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・許可申請書その他の書類の受付窓口が一本化されることで申請者にとって分かりやすくなり、また、許可申請にあつては、都道府県の進達期間(標準処理期間30日)がなくなることで、許可決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。同様に、経営事項審査にあつても、都道府県の進達期間がなくなり、審査結果の通知までの迅速化が図られ、建設業者の利便の向上に繋がる。

根拠法令等

建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4
建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、滋賀県、京都府、島根県

○国土交通大臣の許可申請書又は経営事項審査の申請書に、申請者が県の収入証紙を張り付けてしまった事例がある。

○申請者が、書類審査の進捗状況について県に問い合わせることがあり、地方整備局に直接問い合わせるように伝えている。

○県を經由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月 20～30 件程度あり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。

○申請者の提出した書類が地方整備局に届くまでに時間が空いたため、申請者は提出したつもりでいても、まだ地方整備局に届いていないことがあった。

○受付窓口が地方整備局に一本化されることで、県からの進達期間(標準処理期間 30 日)が無くなるので、許可決定までの迅速化が図られ、関係書類の地方整備局への到達も確実となり、申請者の利便向上に繋がる。

○国土交通大臣許可及び経営事項審査の申請書等の提出先が都道府県になっていることから、申請者から都道府県に対して申請、届出に関する問い合わせがあるなど、申請者等が混同している事例がある。

○国土交通大臣許可の申請、届出に関し、県の様式を使用しているなど、申請者等が混同している事例がある。

○本県では郵送または窓口で受付をしているが、郵送の場合、直接所管の地方整備局に郵送する場合と比べて申請者側の負担が少なくなっている訳ではない。また、窓口での受付の場合も、都道府県が指示する場合は少なく、来庁の必要性がないことが多い。

○従たる営業所が地方整備局付近にあるにもかかわらず、必ず主たる営業所の所在する都道府県を經由しなければならないのは申請者等にとって負担が大きいので、所管地方整備局に直接、申請書等を持っていくことができる仕組みがあってしかるべきである。

○当県内に本店を置く大臣許可業者は、約200社程度であるが、建設業許可・経営事項審査に係る書類の提出数は、年間数百件もあり負担が生じている。

各府省からの第1次回答

申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類を提出できるようにすることで、書類提出に係る申請者の負担の軽減が図られる。仮に、都道府県の經由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請に係る負担が増大することから、「住民の利便性の向上」とは逆行する。こうした都道府県の經由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に規定されている。

また、建設業法上、都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることになっており、申請書類の提出が都道府県經由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者について必要な情報を速やかに把握することができ、処分を迅速に行うことができる。

加えて、このような都道府県の經由事務を廃止したとしても、都道府県が 30 日の標準処理期間で行っている申請書類の形式的審査等の事務を地方整備局が行うこととなるだけであり、「標準処理期間 30 日なくなる」とのご指摘はあたらない。

なお、書類作成に係る申請者の負担軽減を図る観点については、行政手続部会においても検討が進められており、国土交通省においても申請者の負担軽減が効果的に図られるよう、電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通大臣許可に係る經由事務は、内容の審査に及ぶものではなく、必要な様式(書類)が整っているかの確認を行うもので、対面での提出を求めるまでのものではない。

実際に、本県では知事許可に係る更新申請及び各種届出について郵送での提出を認めているが、受け付けた申請等の中で、郵送提出分も含め、必要書類未添付による手戻りはほとんど発生していない。

經由事務を廃止すれば、法定様式による書類も確認資料もともに地方整備局に提出することができ、問い合わせ窓口も一本化され、申請者にとっての負担軽減になり、利便性はむしろ向上するといえる。

また、建設業法施行規則改正により平成 27 年4月から、都道府県に申請書類の写しは提出されないこととなっているため、国土交通大臣許可業者に対し法第 28 条第4項、第5項による指示処分又は営業停止処分を行

う際に、当該業者の申請書類の写し等をもとに処分を迅速に行うことができるというご指摘はあたらない。

さらに、標準処理期間 30 日についてであるが、本県の場合、事務の便宜上、受け付けた申請書をまとめて発送(月2回発送)するためのいわゆる書類を保管している期間が大半を占めており、申請者が直接地方整備局へ提出することとなれば、この期間は短縮されると考えられる。

行政手続部会において電子申請や書類の簡素化等について検討していることは承知しており、申請者の利便性が向上することは歓迎されることではあるが、現に発生している事象は直ちに解消すべきであり、窓口の一本化は早急に行う必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【滋賀県】

○ 經由都道府県による申請書等の不備の指摘については、国土交通大臣許可業者または国土交通大臣許可業者になろうとする者に対して都道府県の立場で不備等の指摘をする権限が明確でないこと、国と經由都道府県で申請書等の記載方法に多少の違いがあるために申請者等に対し国・經由都道府県でそれぞれ異なった指摘をして申請者が混乱させる恐れがあることなどの問題点があると考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○都道府県における申請書の形式審査より地方整備局における申請書類と確認書類を突合しながら行う内容審査の方が、補正頻度が高く、かつ重要と考えられ、形式審査のみのために都道府県を窓口とすることで社会的なコストも増すのであれば、經由事務を廃止して直接地方整備局に提出することとすべきではないか。

○經由事務を廃止すると各地方整備局から遠い申請者にとって不利益になるとのことだが、現在も地方整備局への確認書類の提出は直接郵送によるところが多く、申請書の提出も同様に直接整備局に郵送とすることは可能ではないか。その方が、提出先が一本化され、処理日数も短縮され、申請者の利便に資するのではないか。

○電子申請化の実現まで都道府県經由事務を現状のままとすべきではなく、また、電子申請化が実現しても紙ベースでの申請も残るのならば、現時点で都道府県經由事務の在り方を見直すべきではないか。

○電子申請化に向けた予算要求の状況及びスケジュールは如何。

各府省からの第2次回答

○現在、政府全体の重要課題である「建設業の働き方改革」の実現に向け、建設業における長時間労働の是正や生産性の向上に資する取組を推進するため、建設業の許可申請等のあり方についても、申請者及び審査行政庁の双方の負担を軽減する観点から、申請書類の簡素化や電子申請化に向けた検討・調査を行うこととしており、平成30年度予算概算要求の中で必要経費を盛り込んだところである(2億円の内数)。

今後、電子申請化により、オンライン上で申請書類等の形式審査を行うことができるようになれば、都道府県經由事務についても、その大幅な改善が期待されることから、電子申請化等に向けた総合的な検討の中で、經由事務のあり方も含めた議論を行っていくこととしたい。

○なお、申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点や、許可手数料収入印紙の貼付の有無等に伴う申請者側とのトラブルを防止する観点からも、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、地方ブロック毎に設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類提出できるようにすることで、申請者の負担軽減が図られている。

仮に、直ちに、都道府県の經由事務を廃した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請負担が増大し、「住民の利便性の向上」と逆行する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【国土交通省】

(3)建設業法(昭24法100)

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。

また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。)

また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。

過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

許可なく飛行訓練を行うことが可能となることにより、実災害に近い屋外での操縦経験を多く積めることで操縦能力の向上が期待でき、安全性の向上に繋がる。

許可・承認取得者の増加による完全管理体制の充実及び操縦隊員の負担軽減が可能となる。

また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、実災害での飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。

根拠法令等

航空法第132条、第132条の2、第132条の3

航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、京都府、鳥取県、宇和島市、宮崎市

○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。

また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領（平成30年1月31日国土交通省航空局長通知）5-6にかかげる「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当府主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても運用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることになるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても基準を緩和するべきである。

○当市も、災害対応や消防団活動（行方不明者捜索等）に無人航空機（ドローン）の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要することは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。

○当市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮している状況である。

当市が管理する屋外消防訓練場があるが、DIDに該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現に操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練には使用できない。

しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理要員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。

○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要と考える。

飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。

○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討中であり、今後導入する本部（市町）が増えることが予想される。

県内にも人口集中地区（4,000人以上/km²）は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。

各府省からの第1次回答

航空法第132条の3の規定において、公的機関等が捜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させていることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不適當であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。

しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合にあっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。

したがって、今回御提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。

具体的な支障事例

(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入

「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、発災直後は「災害救助法」による救助を必要としていても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となっても「みなし仮設」に入居を続けている可能性がある。

また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。

【例】

- ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。
- ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。
- ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。

被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。

このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。

(2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設

「みなし仮設」の賃貸借契約は貸主・都道府県(仮設住宅の提供業務を受託している市町村を含む)・被災者の三者により締結し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を実質締結している自治体が訴えられる可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。

このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の実態を確実に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」を「現物給付」し、都道府県が貸主に対し「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の実情に応じ、選択できるようにする必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入

みなし仮設の供与において設定する家賃として、市の負担に被災者の負担を加えることで、みなし仮設として利用できる物件の数が増えるとともに、入居を希望する被災者と対象物件とのミスマッチを減少させることが出来る。

また、「みなし仮設」の家賃の一部を被災者が負担し、時間の経過とともに負担額が増加することになれば、「みなし仮設」に入居する被災者であっても建設型仮設住宅に入居する被災者と同様、早期の住宅再建にインセンティブを持たせることになり、結果として地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。

(2)「みなし仮設」に係る三者契約における契約関係の選択肢の創設

被災者が「みなし仮設」の供与期間終了後も退去しない場合における自治体に対する訴訟リスクを減じることができるようになり、地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。

根拠法令等

災害救助法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、京都市、岡山市

—

各府省からの第1次回答

○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。

○借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。

○応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助の必要な人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、特別基準の協議により、運用上対応しているところ。

○提案の家主に対する家賃補助は、県が救助主体となって住宅を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し

提案団体

八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。

これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。

具体的な支障事例

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立てなければならない(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項)こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、例えば、民間の債務保証サービスの利用や返済能力に応じた貸付けとするなど、市町村が円滑に債権回収をして適切な債権管理ができるような制度へと見直しを行っていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

回収のノウハウを持つ者が債権回収を行うことで、回収の実効性を高めるとともに自治体の事務負担を軽減することができる。

また、保証会社による保証を義務付けるような制度となれば、被災者としても、貸付金を借り受けるときに保証人を立てる必要がなくなる。

根拠法令等

・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟市、山梨市、西宮市、広島市、防府市、宮崎市

○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから返済が滞る事案が多く発生している。適切な債権の回収ができるよう制度の見直しが必要である。

○災害貸付金申請当時、借受人が連帯保証人の擁立に苦慮する様子が見受けられ、実際に、連帯保証人制度が機能していない案件が多く存在している。債権回収事務にかかる時間や労力に対し、効果が非常に薄い

為、円滑な債権回収の為に、保証人に関する規定の見直しをお願いしたい。

○本市においても、連帯保証人が機能しない事例があることから、制度改革により、回収の実効性を高めることができるとともに、自治体の事務負担を軽減することができる。

各府省からの第1次回答

○災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。

○災害援護資金はその償還を担保するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号)第8条第1項の規定により、保証人を立てなければならないこととしている。

○ご提案いただいた、保証人に代えて保証会社による保証を義務づけるよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成り立つのか懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

212

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護貸付金の月賦償還の採用

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。

具体的な支障事例

災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もともと所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。

なお、現在も分納の誓約・事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の誓約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に定める災害援護資金貸付金の償還方法について、「年賦償還又は半年賦償還」から「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」とすることにより、個別で分納の誓約・事務処理を経ることなく、月賦償還が可能になり、さらに、1回あたりの償還額が減少するため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。

根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、新潟市、山県市、浜松市、京都市、福知山市、広島市、防府市、宮崎市

○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納誓約などの事務処理が必要となる事案が発生しており、償還方法の見直しが必要である。

○経済的に余裕の無い方が貸付金を申請されるため、災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還の1回当たりの金額に対する負担感は大きく、借受人の高額滞納に繋がっているように思う。年賦・半年賦の金額に負担感を持つような借受人に対し、1回分の納付金額を抑えた月賦償還を当初から選択可能にすることで、自発的な毎月の納付により、滞納リスクの軽減に繋がる。

○本市においても、月賦であれば償還可能との債務者がいることから、制度改正により、滞納リスクを軽減することができる。

○災害援護資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、生活に必要な資力を

持った者は少ない。

その中で、年賦償還又は半年賦償還は1回あたりの償還額が大きいため滞納になる可能性が高い。滞納となった債権については分割納付による債務承認を行うことも出来るが、滞納を未然に防ぐことが重要であるため月賦償還も選択肢に含めていただきたい。

各府省からの第1次回答

○災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。

○災害援護資金の償還方法については、その債権管理の事務の簡素化を図るため月賦償還を採用せず、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)第7条第3項において、年賦償還又は半年賦償還によるものとしている。

○想定を上回る大規模な災害が発生したとき、想定を上回る災害援護資金の貸付けが行われるため、制度上において災害援護資金の月賦償還を認めた場合、月額償還による償還回数では市町村の事務負担が著しく増大することが懸念される。また、月賦償還を行えない者が、さらに少額の償還へ移行する懸念もあり、償還期間の長期化を招き、市町村の事務負担の増大につながるおそれがある。

○いずれにせよ、令では年賦償還又は半年賦償還によるものとしているが、運用上においては、事実上、少額償還により月賦償還を認めている。したがって、ご提案の内容については、現行制度において達成されているものと考えている。